

番号	制度名
環境省	
環境01	特定の基金に対する負担金の損金算入（産廃適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金）
環境02	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮
環境03	汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）
環境04	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置
環境05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
環境06	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（グリーン投資減税）
環境07	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例
環境08	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置
環境09	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金の損金算入（産廃適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金）	府省名	環境省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（産業界等からの基金への出えん実績）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数として、平成10年度から23年度までの間に適用を受けた団体数及び個別企業数が把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、資金の出えんその他の協力を行うための基金の造成を着実に図ること）の実現状況について、産業界等からの基金への出えん実績（出えん額及び支援件数）を平成10年度から23年度に渡って定量的に説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 不法投棄事案がどれだけの規模でいつ発生するか等を推測することは困難であり、これに対処する基金の額についてもどれだけ必要か具体的な達成目標として設定することは難しい。そのため、目標が達成されているかの判断については、安定して一定の基金が着実に造成され維持されていることと考えており、達成されているといえる。引き続き本措置を実施することで、基金の水準を維持していくことが必要である。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
 不法投棄事案がどれだけの規模でいつ発生するか等を推測することは困難であり、具体的な基金の目標値及び達成時期を示すことは難しい。
- ⑪ 税込減認の効果の実績確認（評価書中8③《税込減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
 減収額を超える出えん額、支援の実績があり、添付資料のグラフのとおり不法投棄件数は減少傾向を示している。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 本租税特別措置等の手段をとることによって造成された基金は、発覚した不法投棄案件への速やかな対応を可能にしている。
 一方、補助金等の予算措置は、案件の規模等によって対処されるものであり、早期に生活環境保全上の支障の除去等を行うためには、基金が安定した一定額を確保していることが望ましく、基金の造成を確保するために租税特別措置等の手段をとることが必要である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 本租税特別措置等の手段をとることによって事業者により基金が造成され、発覚した不法投棄案件への速やかな対応が可能となる。
 一方、補助金等の予算で対応する場合、予算要求段階で案件の規模等の情報が必要となり、基金と比較して支援までに時間がかかる。
 また、規制の強化は、不法投棄の発生を防ぐ観点から有効な措置と考えられる。

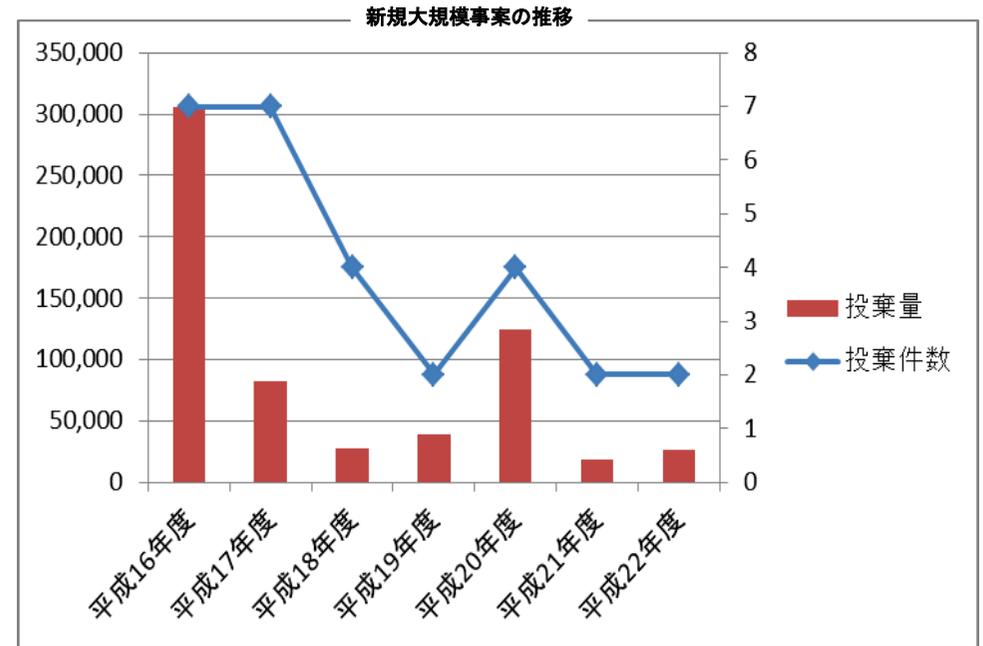
租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金の損金算入（産業廃棄物適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金）（所得税：外）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を行った投棄者の資金不足などの理由から、都道府県等が代わって不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去を行う場合、その原状回復に要する費用の支援のために設ける基金の造成に当たって、産業廃棄物の排出事業者等が基金に拠出する出えん金については、損金算入を認める。
3	担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度：平成10年
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の事業実施に要する将来費用を確保し、行政による早期の措置命令を可能とし、不法投棄等の大規模化を防止する。</p> <p>《政策目的の根拠》 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第13条の13本文には、「適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。」とあり、第5号には、「産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を行う、都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去の実施、資金の出えんその他の協力をを行うこと。」とある。 また、同法第13条の15には、「適正処理推進センターは、第13条の13各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。」とある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	施策 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 施策に含まれる目標の名称 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等

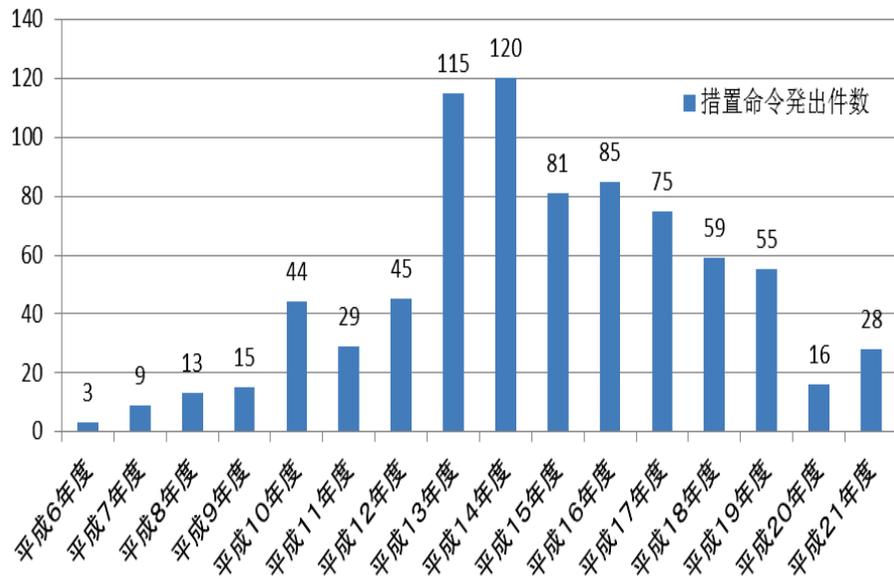
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、資金のえんその他の協力を行うための基金の造成を着実に図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 産業界等からの基金へのえん実績</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業界等からの基金へのえん金が損金算入とされることにより、基金の造成が着実に図られ、都道府県等への必要な支援が行われることにより適切に支障除去等が行われ、不法投棄等の大規模化の防止、減少に寄与する。</p>																																													
8	有効性等	① 適用数等	<p>当該租税特別措置の適用を受けた件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>団体数</th> <th>個別企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>33</td><td>36</td></tr> <tr><td>11</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>12</td><td>30</td><td>49</td></tr> <tr><td>13</td><td>29</td><td>40</td></tr> <tr><td>14</td><td>29</td><td>70</td></tr> <tr><td>15</td><td>35</td><td>74</td></tr> <tr><td>16</td><td>35</td><td>80</td></tr> <tr><td>17</td><td>34</td><td>83</td></tr> <tr><td>18</td><td>35</td><td>85</td></tr> <tr><td>19</td><td>31</td><td>83</td></tr> <tr><td>20</td><td>32</td><td>84</td></tr> <tr><td>21</td><td>32</td><td>84</td></tr> <tr><td>22</td><td>32</td><td>83</td></tr> <tr><td>23</td><td>32</td><td>83</td></tr> </tbody> </table>	年度	団体数	個別企業数	10	33	36	11	2	0	12	30	49	13	29	40	14	29	70	15	35	74	16	35	80	17	34	83	18	35	85	19	31	83	20	32	84	21	32	84	22	32	83	23	32	83
年度	団体数	個別企業数																																														
10	33	36																																														
11	2	0																																														
12	30	49																																														
13	29	40																																														
14	29	70																																														
15	35	74																																														
16	35	80																																														
17	34	83																																														
18	35	85																																														
19	31	83																																														
20	32	84																																														
21	32	84																																														
22	32	83																																														
23	32	83																																														
		② 減収額	<p>当該租税特別措置の適用による減収額(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>69,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>96,906</td></tr> <tr><td>12</td><td>38,025</td></tr> <tr><td>13</td><td>120,571</td></tr> <tr><td>14</td><td>100,292</td></tr> <tr><td>15</td><td>95,468</td></tr> <tr><td>16</td><td>84,829</td></tr> <tr><td>17</td><td>71,241</td></tr> <tr><td>18</td><td>59,097</td></tr> <tr><td>19</td><td>56,771</td></tr> <tr><td>20</td><td>54,843</td></tr> <tr><td>21</td><td>53,080</td></tr> <tr><td>22</td><td>46,761</td></tr> <tr><td>23</td><td>46,387</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 減収額は、基金へのえん額に法人税率を乗じて算出</p>	年度	減収額	10	69,000	11	96,906	12	38,025	13	120,571	14	100,292	15	95,468	16	84,829	17	71,241	18	59,097	19	56,771	20	54,843	21	53,080	22	46,761	23	46,387															
年度	減収額																																															
10	69,000																																															
11	96,906																																															
12	38,025																																															
13	120,571																																															
14	100,292																																															
15	95,468																																															
16	84,829																																															
17	71,241																																															
18	59,097																																															
19	56,771																																															
20	54,843																																															
21	53,080																																															
22	46,761																																															
23	46,387																																															
		③ 効果・達成目標の実	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年4月～平成24年3月) 租税特別措置の創設以来、基金からは80件の支援が行われ、適切に支障</p>																																													

		現状	<p>除去等が行われてきた。また、基金によるスキームとあいまって国、自治体、産業界による未然防止策等が効果を上げてきたことにより、新たに発覚する不法投棄等は減少傾向にある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年4月～平成24年3月) 産業界等からの基金へのえん実績等 (単位:百万円・件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>えん額</th> <th>支援件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>200</td><td>0</td></tr> <tr><td>11</td><td>323</td><td>3</td></tr> <tr><td>12</td><td>126</td><td>4</td></tr> <tr><td>13</td><td>401</td><td>4</td></tr> <tr><td>14</td><td>334</td><td>8</td></tr> <tr><td>15</td><td>318</td><td>17</td></tr> <tr><td>16</td><td>282</td><td>15</td></tr> <tr><td>17</td><td>237</td><td>9</td></tr> <tr><td>18</td><td>196</td><td>7</td></tr> <tr><td>19</td><td>189</td><td>3</td></tr> <tr><td>20</td><td>182</td><td>2</td></tr> <tr><td>21</td><td>176</td><td>3</td></tr> <tr><td>22</td><td>155</td><td>3</td></tr> <tr><td>23</td><td>154</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p>支障除去事業に要する費用の確保がなされ、不法投棄案件も減少傾向となっている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年4月～平成24年3月) 当該租税特別措置により、産業界等からの基金へのえん金は継続してえんされ、行政による措置命令の発出件数も当該措置の創設前と比べ、増加している。また、不法投棄の大規模事案(5,000トンを超えるもの)も減少しており、当該措置は有効に機能している。</p>	年度	えん額	支援件数	10	200	0	11	323	3	12	126	4	13	401	4	14	334	8	15	318	17	16	282	15	17	237	9	18	196	7	19	189	3	20	182	2	21	176	3	22	155	3	23	154	2
年度	えん額	支援件数																																														
10	200	0																																														
11	323	3																																														
12	126	4																																														
13	401	4																																														
14	334	8																																														
15	318	17																																														
16	282	15																																														
17	237	9																																														
18	196	7																																														
19	189	3																																														
20	182	2																																														
21	176	3																																														
22	155	3																																														
23	154	2																																														
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去事業の支援策として、基金の造成が確保され、支援が行われることの効果は不法投棄等の減少につながっており、当該基金について税制上損金算入を認めることは、重要な措置である。</p>																																													
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去には、多額の費用が必要となる。不法投棄等の支障除去は原因者がそれを撤去するのが原則であるが、十分な資力がない場合、本基金による支援制度が活用される。また、補助金等の予算措置や規制の強化などの政策と併せて行うことで、不法投棄や不適正な処理の減少にさらに効果を発揮している。</p>																																													

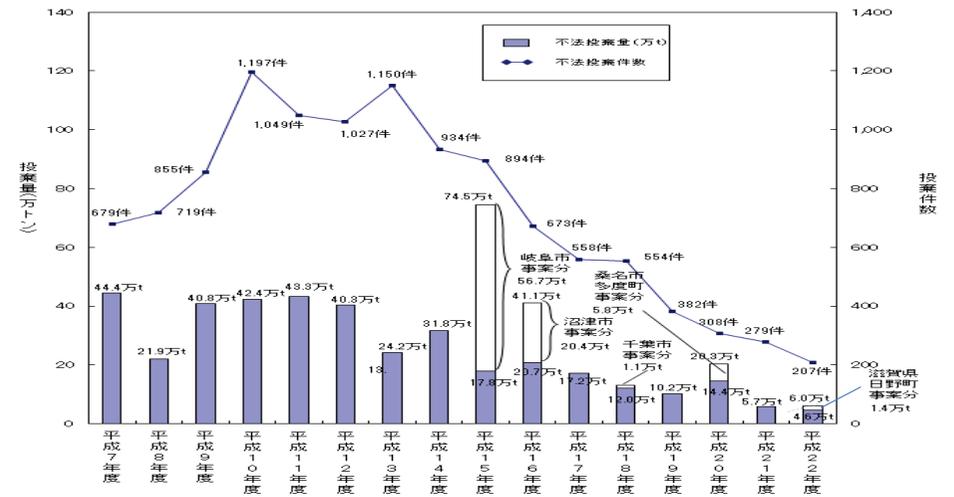
	③	地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に係る租税特別措置等の要望はない。
10	有識者の見解		なし
11	評価結果の反映の方向性		今後とも、引き続き措置していくことが適切かつ重要である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



措置命令発出件数の推移



不法投案件数及び投棄量の推移(新規判明事案)



注)

1. 不法投案件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。
2. 上記棒グラフ白抜き部分について、
岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。
平成18年度千葉市事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
平成22年度滋賀県日野町事案については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
3. 硫黄ピッチ事案及びフェロシト事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。
なお、フェロシトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45カ所において確認され、そのうち42カ所で撤去が完了している(平成22年2月15日時点)。
4. 量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

※ 平成22年度の数値については、速報値であるため、今後変わる可能性がある。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮	府省名	環境省
税目	所得税、法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 減収額の将来推計（減収額0）について、法定耐用年数が短縮することにより減価償却費が増大し、単年度でみた場合、現状（法定耐用年数17年）よりも税収減が発生するため、減収額の見込みに疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①＜政策目的の根拠＞欄への補足説明及び「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

＜政策目的の根拠の補足説明＞

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）において、以下のとおり規定しているところ。

（目的）

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

廃棄物処理業用設備（パワーショベル等）については、その使用用途が廃棄物の処理であることから消耗が著しく、廃掃法が規定する許可条件を維持するためには、現行の法定耐用年数（17年）を待たずして、早期に更新されているのが現状である。そのため、法定耐用年数より短い期間で使用を終えている廃棄物処理業用設備について、実態に合った減価償却が困難な状況にあり、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者において、計画的な設備投資・事業展開といった安定的な経営が阻害され、ひいては、廃棄物の適正処理に支障が生ずるおそれがあることから是正が必要である（関連法令の該当箇所については下記参照）。

○廃掃法において、廃棄物処理業等の許可に関して、以下のとおり規定されている。

（一般廃棄物処理業）

第七条（略）

2～9（略）

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一・二（略）

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四（略）

11・12（略）

13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

14～16（略）

（産業廃棄物処理業）

第十四条（略）

2～9（略）

10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二（略）

11（略）

12 第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第六項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

13～17（略）

※「一般廃棄物処理基準」は廃掃法第六条の二第二項において、「市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。）」と定義されている。

※「産業廃棄物処理基準」は、廃掃法第十二条において、「政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。）」と定義されている

○減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）において、廃棄物処理業用設備の耐用年数に関して、以下のとおり規定されているところ。

（一般の減価償却資産の耐用年数）

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号（定義）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号（定義）に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）のうち鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。以下同じ。）、坑道及び公共施設等運営権以外のものの耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

二 所得税法施行令第六条第三号 又は法人税法施行令第十三条第三号に掲げる資産別表第二（機械及び装置の耐用年数表）

55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
	その他の設備 主として金属製のもの	一七

＜政策体系における政策目的の位置付けの補足説明＞

政策目的の具体的な位置付けは、「施策4. 廃棄物・リサイクル対策の推進」のうち、「4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）」「4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）」である。

【環境02】

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本要望の内容は、正に、現行の耐用年数省令において17年とされている廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数を実態に合わせ短縮することであり、「省令の改正により実態に即した耐用年数が設定されたか」という指標以外に適切な測定指標はないと考える。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

- (a) 廃棄物処理業用設備を備えていない廃棄物処理業者は存在しないと考えられる。（ある業を行う場合に、その営業に必要な設備を備えていない業者はないと考える。）
- (b) 兼業業者については、兼業先の業種による耐用年数を設定している可能性があるため、過大な適用者数とならないよう排除した。
- (c) 全ての廃棄物処理業用設備をリース契約により備えることは希であるため、考慮していない。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

耐用年数省令により、実態に見合っていない耐用年数が設定されていることについて、当該耐用年数省令を見直すこと以外の手段は想定されない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮 (国税1)(所得税:外)(法人税:義)
2	要望の内容	現行17年とされている廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数を実態に合わせ短縮する。 ※減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第二「機械及び装置の耐用年数表」中、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類され、法定耐用年数17年とされている廃棄物処理業用設備について、実態に合わせ、法定耐用年数を短縮する。
3	担当部局	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課・廃棄物対策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度税制改正による減価償却資産の法定耐用年数区分の見直しにおいて、同省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」について、区分の大括り化が図られ、廃棄物処理業用設備については、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類されることとなった。
6	適用又は延長期間	恒久
7	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○実態との乖離の是正 廃棄物処理業用設備(パワーショベル等)については、その使用用途が廃棄物の処理であることから消耗が著しく、現行の法定耐用年数(17年)を待たずして、早期に更新されているのが現状である。このため、実態に見合った法定耐用年数を設定することにより、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者において、必要な設備の更新や新たな設備投資・事業展開のための安定的な経営を確保し、廃棄物の適正処理を確保する。 《政策目的の根拠》 -
		② 政策体系における政策目的の位置付け
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃棄物処理業における必要な処理施設・設備の整備・更新のための安定的な経営を確保することで、廃棄物の適正処理を確保する。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正により、実態に即した耐用年数が設定されたか。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 実態に見合った法定耐用年数を設定し、事業者への過度な負担とならないようにすることにより、必要な設備の更新や新たな設備投資・事業展開に向けた基盤、ひいては廃棄物の適正処理が確保される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>約9500事業者 〔算定根拠〕 廃棄物処理業者数約10万者×専業業者率約9.5%=9500事業者</p>
		② 減収額	<p>0 〔算定根拠〕 耐用年数の短縮とは減価償却の期間の短縮を求めるものであり、納税額自体に変更はないため。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度以降) 廃棄物処理業用設備に対して適切なタイミングで設備投資が行われる結果、廃棄物の適正処理が確保される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度以降) 廃棄物の適正処理の確保に必要な処理施設・設備の整備・更新のための安定的な経営が確保される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度以降) 法定耐用年数より短い期間で使用を終えている廃棄物処理業用設備について、実態に合った減価償却が困難な状況にあり、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者において、計画的な設備投資・事業展開といった安定的な経営が阻害され、ひいては、廃棄物の適正処理に支障が生ずるおそれがある</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 本措置は、税込減を伴わない措置である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>実態と乖離した法定耐用年数を実態に見合ったものとするためには、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を改正する必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に係る租税特別措置等の要望はない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）	府省名	環境省
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（中間貯蔵施設等の用地の面積）は、中間貯蔵施設等の設置に向けた必要な財政措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）
 中間貯蔵施設の整備に係るロードマップにおいては、平成25年度から用地取得を開始することとしているが、現時点で中間貯蔵施設等の設置場所が決定しておらず、目標値等をお示しすることは困難である。また、本租税特別措置は用地取得を円滑化に実施することが目的であることから、用地の面積以外に適切な測定指標はないと考えている。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 中間貯蔵施設等の整備の際に適用する予定であり、今後設置場所が決定する中で明らかになるものと考えている。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
 現時点で中間貯蔵施設等の設置場所が決定しておらず、将来予測を定量的に示すことは困難である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 平成25年度予算の概算要求時点においては、施設整備のための用地費を事項要求としているところ。一方で、代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受けることについては、予算措置では達成できず、本租税特別措置による必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）（国税2）（地方税1）（所得税：外）（法人税：義）（個人住民税：外）（法人住民税：義）（法人事業税：義）
2	要望の内容	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。）に基づき国が設置する汚染廃棄物等の処理施設について、譲渡所得の特例措置の適用を受ける際の簡易証明書制度（公共事業施行者が証明することで足りるとする制度）の対象に追加する。
3	担当部局	環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 法に基づく除染等の措置等によって生じる除去土壌等を保管する中間貯蔵施設、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の最終処分場等を整備することで、除染の迅速化、市町村が設置する仮置場の環境整備、汚染廃棄物等の迅速な処理を図り、これにより、住民が受ける放射線の影響を低減化する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○法に基づく基本方針（平成23年11月11日） 6. その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項 (1)汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等 「中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うものとする。」</p> <p>○福島復興再生基本方針（平成24年7月13日） 第3部 福島全域の復興及び再生 第3 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項 2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項 (4)除染等の措置等の迅速かつ確実な実施等 「除染等の措置等の実施に伴い生じた土壌等に係る仮置場の確保や中間貯蔵施設の在り方について、国として責任を持って、福島県及び県内市町村と誠実な協議を行うとともに、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。」</p>

【環境03】

			<p>○指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日)</p> <p>2. 基本的な処理の方針</p> <p>「既存の最終処分場による処分が実施できず、最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、最終処分場の立地のための用地を確保しやすくする観点から、…国は、最終処分場を都道府県内に集約して設置することとする。」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>放射性物質による環境の汚染への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質により汚染された廃棄物の処理 ・放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中間貯蔵施設等の整備に向けた用地取得</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中間貯蔵施設等の用地の面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中間貯蔵施設等については円滑な用地交渉によりその整備を推進する必要があるところ、本措置により用地交渉を円滑化することが可能であることから、本特例措置は非常に有効な手段であると考えられる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	なし
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本措置の適用によって、中間貯蔵施設等の迅速な整備を行うことにより、除染の迅速化等が図られ、よって、住民が受ける放射線の影響の低減が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本措置の適用によって、中間貯蔵施設等の用地交渉を円滑化が図られることが可能であり、非常に有効な手段である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本特例措置が新設されなかった場合、用地交渉を円滑化することができず、中間貯蔵施設等の整備に支障が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本特例措置は、税収減を伴わない措置である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中間貯蔵施設等は、地域の関係者等との調整を経て、計画的かつ確実に整備される必要があり、簡易証明書制度の適用により円滑な用地交渉を推進していくことは、中間貯蔵施設等の設置を達成するための政策手段としての確であると考えられる。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	平成24年度予算等で、中間貯蔵施設等の設置に向け、必要な財政的措置を講じているところ。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、税収減を伴わない措置であり、地方税収の減少も伴わない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

【環境04】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	環境省
税目	法人税、所得税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税、個人住民税、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、鉱区税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

※ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づく各独立行政法人の制度及び組織の見直しによる税制改正要望であり、課題の指摘には至っていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税5)(法人税:義)(所得税:外)(地価税:外)(相続税:外) (登録免許税:外)(消費税:外)(印紙税:外) (地方税5)(個人住民税:外)(法人住民税:義)(住民税(利子割):外)(法人事業税:義)(不動産取得税:外)(固定資産税:外)(事業所税:外)(都市計画税:外)(自動車税:外)(軽自動車税:外)(自動車取得税:外)(鉱区税:外)(水利地益税:外)(共同施設税:外)(宅地開発税:外)
2	要望の内容	独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)に基づく次の独立行政法人の制度及び組織の見直し(名称変更等)に伴い、所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税、個人住民税、法人住民税、住民税(利子割)、法人事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、鉱区税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税について、税制上の所要の措置を講ずること。 ○ 独立行政法人環境再生保全機構 ○ 独立行政法人国立環境研究所 ○ 独立行政法人原子力安全基盤機構
3	担当部局	○ 独立行政法人環境再生保全機構 環境省総合環境政策局総務課 ○ 独立行政法人国立環境研究所 環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室 ○ 独立行政法人原子力安全基盤機構 原子力規制委員会発足まで: 経済産業省原子力安全・保安院企画調整課 原子力規制委員会発足以降:原子力規制委員会
4	評価実施時期	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 《政策目的の根拠》

		② 政策体系における政策目的の位置付け	
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
		8 有効性等	① 適用数等
		② 減収額	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇) 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき	

【環境04】

		妥当性等	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

【環境05】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

しかしながら、2008年9月に発生したリーマンショックの影響による世界的な経済不況に加え、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

このような中、リーマンショック後の経済対策として実施された「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に引き上げる」措置は、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されているが、本年度から廃止となり、控除上限は20%に引き下がった。

いまだ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期の想定との比較については、昨年度の税制改正要望時に想定した適用数との比較で説明する。ただし、今回の「控除上限20%－30%」に引き上げる要望は、従来は行っていなかったことから、本税制全体での比較となる。

結論としては、昨年度見込みと比較して、想定外に僅少とはなっていない。

<本税制全体の適用数>

	昨年度要望時の見込み	→	今回要望時の実績及び見込み
平成22年度	8,727 事業年度		8,508 事業年度
平成23年度	6,485 事業年度		8,769 事業年度
平成24年度	6,660 事業年度		8,196 事業年度

また、「20%－30%」に係る適用数に偏りが無いことについては、事前評価書「8. 有効性」の「④適用数」の「利用業種」で説明しているとおり。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成24年度経済産業省アンケート結果に基づき、2008年度と2011年度の試験研究費の増減率について、研究開発税制の活用度合い別に3群に分けて分析したところ、以下のとおり、「控除上限20%－30%」活用企業（下記（A））は、非活用企業（同（B））と比べて3年間の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっている。研究開発投資に影響を与える要因は他にも多数存在すると思われるが、これらの要因それぞれと研究開発投資との関係を説明することは困難であることから、3群とも同等に影響を受けるとの前提に立て、この+5.1%については研究開発税制による研究開発投資押上げ効果であると考えている。

研究開発税制活用企業①（A+B）	08年度→11年度試験研究費増減率
控除上限20%－30%活用企業（A）	+9.1%
控除上限20%－30%非活用企業（B）	+4.0%
研究開発税制非活用企業②	▲8.6%
全体（①+②）	▲1.9%

20%－30%活用企業の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっていることで、試験研究費は1,199億円増加している。これは、3年間の減収額1,005億円に対して約1.2倍と減収額に対する効果を確認できるとともに、対GDP民間研究開発投資比率を0.03%押し上げた効果を得ている。

$$\text{平成20年度試験研究費 } 2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} \times 5.1\% = 1,199 \text{ 億円}$$

$$(\text{2兆3500億円} = \text{上記(A)に該当する企業の試験研究費の合計})$$

対GDP民間研究開発投資比率押上効果

$$1,199 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.03\%$$

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

押上げ倍率及びGDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）については、【別紙③】参照。

また、平成25年度減収額589億円によって研究開発投資は879億円増加するが、これにより、単年度で対GDP民間研究開発投資比率を、0.02%押し上げる効果が見込まれる。

$$879 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.02\%$$

【別紙①】

適用数等の算出根拠

(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果を元に、国税庁会社標本調査との整合性を確認しつつ試算した。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

1 研究開発税制全体の適用見込み数の算出根拠

① 会社標本調査（国税庁）における適用数実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用数実績の平均カバー率（アウターライン）

大企業総額型	21 年度 6.4%、	22 年度 6.3%	→	平均 6.3%
大企業上乗せ措置	21 年度 5.5%、	22 年度 7.7%	→	平均 6.6%
中小企業総額型	21 年度 1.1%、	22 年度 0.9%	→	平均 1.0%
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.7%、	22 年度 0.3%	→	平均 0.5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用数及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み数に、①の平均カバー率を乗じて適用見込み数を算出

大企業総額型	23 年度 2,692 事業年度、	24 年度 2,992 事業年度	25 年度 3,135 事業年度
大企業上乗せ措置	23 年度 892 事業年度、	24 年度 620 事業年度	25 年度 695 事業年度
中小企業総額型	23 年度 3,783 事業年度、	24 年度 3,783 事業年度	25 年度 3,584 事業年度
中小企業上乗せ措置	23 年度 1,402 事業年度、	24 年度 801 事業年度	25 年度 801 事業年度
【総額型合計】	23 年度 6,475 事業年度、	24 年度 6,775 事業年度	25 年度 6,719 事業年度

2. 「控除上限 20%－30%」の適用数の算出根拠

大企業、中小企業別に、以下の方法で適用数を試算。

【大企業】アンケート調査結果とアンケート未回答企業の試算値を合算して算出

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 20%-30%適用割合を元に、アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合を推計し、アンケート未回答企業数にこの割合を乗じて、20%-30%適用数を算出。

・アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合
15%（アンケート未回収企業の研究開発規模を勘案）

② 全体の 20%-30%適用数推計

①で求めたアンケート未回答企業の 20%-30%適用数と、アンケート調査結果による適用数を合算。

21 年度 393 事業年度、22 年度 453 事業年度、23 年度 480 事業年度

③ 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

18%（②の適用数が、全体の 18%であるため）

④ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに③の割合を乗じて算出

24 年度 538 事業年度、25 年度 565 事業年度

【中小企業】アンケート調査結果の適用割合を全体に拡大して適用数を試算

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における各年度の 20%-30%適用割合を国税庁会社標本調査の総額型適用数実績に乘じて算出

21 年度 733 事業年度、22 年度 1,269 事業年度、
23 年度 1,110 事業年度

② 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

29%（平成 23 年度の割合を準用）

③ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに②の割合を乗じて算出

24 年度 1,110 事業年度、25 年度 1,051 事業年度

以上

【別紙②】

減収見込額等の算出根拠
 (試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

1 研究開発税制全体の減収見込額の算出根拠

平成 21 年度及び 22 年度について、会社標本調査（国税庁）の適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果のカバー率を算出し、同アンケートによる 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額にカバー率を除して算出。

算出は、企業規模別（大企業、中小企業）、類型別（総額型、上乗せ措置）に実施し、平成 24 年度及び 25 年度については、注釈のない限り、法人基本税率 25.5%、総額型控除上限 20%で算出。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

- ① 会社標本調査（国税庁）における適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用金額実績のカバー率（アンダーライン）
- | | | | |
|-----------|--------------|-------------|------------|
| 大企業総額型 | 21 年度 13.5%、 | 22 年度 14.5% | → 平均 14.0% |
| 大企業上乗せ措置 | 21 年度 7.2%、 | 22 年度 26.2% | → 平均 16.7% |
| 中小企業総額型 | 21 年度 1.5%、 | 22 年度 1.3% | → 平均 1.4% |
| 中小企業上乗せ措置 | 21 年度 0.8%、 | 22 年度 0.1% | → 平均 0.5% |
- ② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額に、①の平均カバー率を乗じて適用見込額を算出

大企業総額型	23 年度 360,370 百万円、	24 年度 363,920 百万円
	25 年度 405,227 百万円	
大企業上乗せ措置	23 年度 11,664 百万円、	24 年度 17,211 百万円
	25 年度 19,013 百万円	
中小企業総額型	23 年度 13,112 百万円、	24 年度 12,032 百万円
	25 年度 12,594 百万円	
中小企業上乗せ措置	23 年度 594 百万円、	24 年度 615 百万円
	25 年度 467 百万円	
【合計】	23 年度 385,740 百万円、	24 年度 393,778 百万円
	25 年度 437,301 百万円	

2 控除上限 20%→30%の減収見込額の算出根拠

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から、平成 21 年度及び 22 年度の総額型に占める「20%→30%」の割合を把握。次に、アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合を試算。24 年度及び 25 年度の試算においては、両者に基づき「20%→30%」割合を推計し、「1」で求めた総額型減収見込額に除して減収額を算出。

【大企業】

- ① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果
- ・総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合
21 年度 18.1%、22 年度 19.5%・・・(A)
 - ・法人税額に対する総額型控除実績の割合
21 年度 9.8%、22 年度 11.6%・・・(B)
- ② アンケート未回答企業における法人税額に対する総額型（推計）の割合
21 年度 2.1%、22 年度 3.9%・・・(C)
- ③ アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合の推計
6%（未回答企業における法人税額に対する総額型の割合（C）が、回答企業（B）の 1/3～1/4 のため）
- ④ アンケート未回答企業における総額型適用金額（推計）に④の割合を乗じて算出した額と、アンケート結果を合算して、適用金額を算出
- | | | | |
|-------|-------------|-------|------------|
| 21 年度 | 33,218 百万円、 | 22 年度 | 44,805 百万円 |
|-------|-------------|-------|------------|
- 総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合
 総額型控除実績 21 年度 230,729 百万円、22 年度 333,729 百万円
 21 年度 14.4%、22 年度 13.4%・・・(E)
- ⑤ 平成 24 年度及び 25 年度の試算に使用する「20%→30%」の割合（E）の通り「20%→30%」の割合は低下傾向にあることから平成 24 年度及び 25 年度における割合を、12.5%と推計・・・(F)

【環境05】

⑥ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算「1」で求めた総額型減収見込額に（F）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額
 $363,920 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 415,909 \text{ 百万円}$
「20%→30%」部分
 $415,909 \text{ 百万円} - 363,920 \text{ 百万円} = 51,989 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額
 $405,227 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 463,117 \text{ 百万円}$
「20%→30%」部分
 $463,117 \text{ 百万円} - 405,227 \text{ 百万円} = 57,890 \text{ 百万円}$

【中小企業】サンプル数が少ないため、大企業とは異なる方法で推計

① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果から総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合を算出。

21年度 7.5%、22年度 7.5%、23年度 8.4%・・・（A）
3年間平均 7.7%・・・（B）

② 中小企業全体の総額型控除実績

中小企業総額型 21年度 12,501 百万円、22年度 16,456 百万円
23年度 13,112 百万円（推計）・・・（C）

③ 中小企業全体の「20%→30%」部分の推計（アンケート未回答企業含む）

（C）×（A） 21年度 941 百万円、22年度 1,240 百万円
23年度 1,096 百万円（推計）

④ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算

「1」で求めた総額型減収見込額に（B）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額
 $12,032 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,038 \text{ 百万円}$
「20%→30%」部分
 $13,038 \text{ 百万円} - 12,032 \text{ 百万円} = 1,006 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額
 $12,594 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,647 \text{ 百万円}$
「20%→30%」部分
 $13,647 \text{ 百万円} - 12,594 \text{ 百万円} = 1,053 \text{ 百万円}$

以上

【別紙③】

研究開発税制の押し上げ効果の考え方（大企業分及び中小企業分）

税制支援措置の効果

① 税減収を是認するような効果or当該措置が無かった場合の影響・効果（直接的効果）

→ 研究開発税制による民間研究開発投資の押し上げ効果を試算した場合、大企業は減税額の約1.49倍、中小企業は減税額の約1.41倍となる。

<押し上げ効果の試算方法>

○平成24年度経済産業省アンケート調査に基づき以下の方法で試算。

①研究開発費の押し上げ額：

[アンケート調査実施した各社の23年度研究開発投資額×アンケート調査を実施した各社の押し上げ率]の合計

②税額控除額：23年度控除額（総額型）

③減税による投資押し上げ率 = ① ÷ ② = 大企業：1.49(149%)、中小企業：1.41(141%)

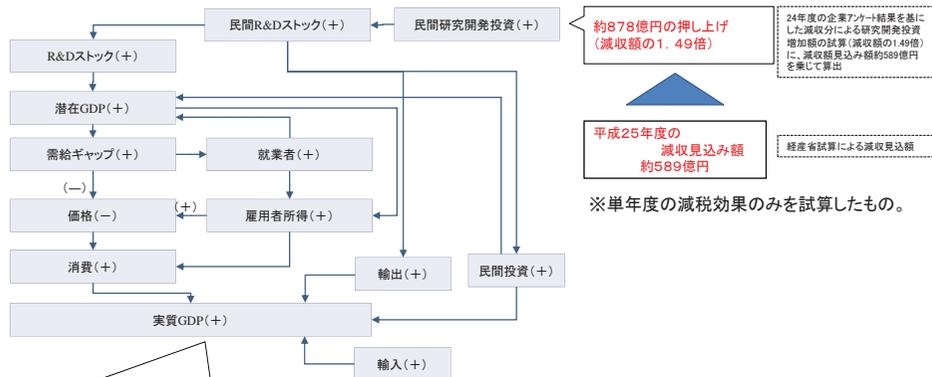
○以上から、研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果は、大企業は減収額の1.49倍、中小企業は減収額の1.41倍と推計。

研究開発税制のマクロモデルの考え方

税制支援措置の効果

② 経済波及効果

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果を算出。



【研究開発税制全体のGDP押し上げ効果】
10年間(平成25~34年度)累計:約3,596億円(減収額の約6.1倍)

経済産業省アンケートより

GDP押し上げ額(経済波及効果)のまとめ

(億円)

	平成25年度			試験研究費 増加額	GDP押し上げ額 (経済波及効果) 10年 (25~34年)
	減収見込額	×	押し上げ倍率		
大企業	579		1.49倍	863	3,532
中小企業	11		1.41倍	15.5	64
合計	589		1.49倍	878	3,596

※記載単位未満の四捨五入の関係上、単純合計の数値と不一致の部分が生じる箇所がある
出典:経産省アンケート調査及び国税庁「会社基本調査」を元に試算した数値を基に

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(国税6)(法人税:義)(所得税:外)
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠
		②:政策体系における政策目的の位置付け
	③:達成目標及び測定指標	
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p> <p>9. 環境政策の基盤整備 9-3.環境問題に対する調査・研究・技術開発 ○日本再生戦略 「民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 「国として、…民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○環境基本計画(平成24年4月閣議決定) 「国や地方公共団体は、…環境技術開発に取組民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p> <p>また、研究開発投資には環境分野に対する研究開発投資を含むため、研究開発投資の対GDP比率を高めることにより、開発された技術の社会実装による環境問題の解決や持続可能な社会の構築にも資することが可能。</p>																																				
8:有効性等	①:適用数等	<p>・利用実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) (出典:国税庁 会社基本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計 〈総額型〉 平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度) 平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度) 平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>158</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>56</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>25</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	158	22	化学	56	7	電気機器	25	3	精密機器	14	2	輸送用機器	12	0	機械	9	0	食料品	8	1	ゴム製品	7	2	情報・通信業	4	1	金属製品	3	1	その他	20	5
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																				
総計	158	22																																				
化学	56	7																																				
電気機器	25	3																																				
精密機器	14	2																																				
輸送用機器	12	0																																				
機械	9	0																																				
食料品	8	1																																				
ゴム製品	7	2																																				
情報・通信業	4	1																																				
金属製品	3	1																																				
その他	20	5																																				

	平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より																																																																		
② 減収額	<p>・減収額実績（うち、税法上の中小企業分） <総額型> 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p><総額型のうち、控除上限20%→30%> 平成21年度 342億円(9億円) 平成22年度 460億円(12億円) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計 <総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)> 平成23年度見込み 3,735億円(131億円) 平成24年度見込み 3,760億円(120億円) 平成25年度見込み 4,178億円(126億円) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p><総額型のうち、控除上限20%→30%> 平成25年度見込み 589億円(11億円) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p>																																																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年) 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>3.32</td><td>3.40</td><td>3.44</td><td>3.45</td><td>3.36</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1.32</td><td>1.39</td><td>1.40</td><td>1.47</td><td>1.70</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.79</td><td>3.01</td><td>3.21</td><td>3.36</td><td>3.56</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>2.59</td><td>2.64</td><td>2.70</td><td>2.84</td><td>2.90</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.73</td><td>1.75</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>2.04</td><td>2.00</td><td>1.96</td><td>1.86</td><td>1.92</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.12</td><td>1.04</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>2.11</td><td>2.11</td><td>2.08</td><td>2.12</td><td>2.26</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>2.51</td><td>2.54</td><td>2.53</td><td>2.69</td><td>2.82</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>1.09</td><td>1.13</td><td>1.17</td><td>1.21</td><td>1.26</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えら</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																														
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																														
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																														
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																														
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																														
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																														
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																														
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																														
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																														
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																														

	れる。																																																																																				
	<p>なお、我が国の環境分野の研究費及び研究費全体に占める割合は毎年度増加しているが、研究費全体の低迷を受け、額自体は減少している。</p> <p>【我が国の環境分野の研究費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究費(億円)</td> <td>9,804</td> <td>10,771</td> <td>11,055</td> <td>10,407</td> <td>10,379</td> </tr> <tr> <td>研究費全体に占める割合(%)</td> <td>5.3</td> <td>5.7</td> <td>5.9</td> <td>6.0</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:総務省「平成23年科学技術研究調査」</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年) 我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>2.54</td><td>2.63</td><td>2.68</td><td>2.70</td><td>2.54</td></tr> <tr><td>中国</td><td>0.91</td><td>0.99</td><td>1.01</td><td>1.08</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.15</td><td>2.32</td><td>2.45</td><td>2.53</td><td>2.64</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>1.80</td><td>1.86</td><td>1.93</td><td>2.04</td><td>2.04</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.06</td><td>1.08</td><td>1.11</td><td>1.10</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>1.14</td><td>1.14</td><td>1.09</td><td>0.98</td><td>0.99</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>0.73</td><td>0.72</td><td>0.72</td><td>0.66</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>1.74</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.86</td><td>1.91</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>0.55</td><td>0.55</td><td>0.61</td><td>0.65</td><td>0.67</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度) 平成25年度の減収見込み額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。 経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	研究費(億円)	9,804	10,771	11,055	10,407	10,379	研究費全体に占める割合(%)	5.3	5.7	5.9	6.0	6.1		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																																																																
研究費(億円)	9,804	10,771	11,055	10,407	10,379																																																																																
研究費全体に占める割合(%)	5.3	5.7	5.9	6.0	6.1																																																																																
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																																																
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																																																
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																																																
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																																																
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																																																
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																																																
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																																																
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																																																
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																																																
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																																																
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																																																

		算)。」 <控除上限型> 平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果 ・減収額:589億円程度 ↓ (マクロモデルによる計算) ・GDP 押下げ影響:約3, 596億円
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度) 経済波及効果の試算 (※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算) <今回要望:控除上限20%→30%> ・平成25年度減収額 (大企業 579 億円、中小企業 11 億円) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 大企業:1.49 倍 中小企業:1.41 倍 ・研究開発投資押上げ額 大企業:863 億円(579 億円×1.49 倍) 中小企業:15.5 億円(11 億円×1.41 倍) ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) 大企業:3, 532億円 中小企業:64億円 ・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3, 596億円
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ・ 我が国においては、 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割 ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。

		分担 ・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	・ 地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	府省名	環境省
税目	法人税、法人住民税、事業税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（省エネルギー効果、再生可能エネルギー導入量）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は把握されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、本租税特別措置等が適用される事業者数等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 租税特別措置等の達成目標の実現状況について把握されておらず、また、効果について「3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている」と説明しているが、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

 - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 租税特別措置等の達成目標の実現状況について予測されておらず、また、効果について「約1.6兆円の投資促進効果を上回るが見込まれる」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である」と説明しているが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

前回要望時に、エネルギー供給構造の改革として、2010年度の新エネ導入量110原油換算万k1の達成に向け、新エネ設備投資を促進することとしていた。これに対して、2010年度の導入実績は太陽光発電設備が約15原油換算万k1、風力発電設備は約37原油換算万k1となっており、合計約52原油換算万k1である。（2007年時点の導入実績は太陽光発電設備が約7.5原油換算万k1、風力発電設備が約26原油換算万k1）

目標が達成されていない理由として、本租税特別措置と併せて予算措置も一体的に実施してきたものの、固定価格買取制度の導入を見越し、補助金対象が、既に補助金を交付した事業者に対する後年度負担や、自家消費型の設備等の比較的小規模の設備に限定されていたため、導入量の観点から見れば、十分な量が積み上がらなかったことが考えられる。

新エネ設備については、市場形成が始まったばかりであり、設備単価が高止まりしていることから、導入補助金や研究開発により価格低減効果や初期投資コスト低下を図ると共に、本租税特別措置により設備投資を促進することを想定していた。しかしながら、設備投資を検討する事業者にとっては、なおコスト的な負担感や抵抗感があり、想定していた導入量が達成されなかったことも考えられる。

また、2010年度は固定価格買取制度の開始直前であり、買取価格や買取価格が定まらない状態で事業者としては設備投資を決断しづらい環境であったことが理由として考えられる。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

本租税特別措置法の達成目標である、省エネルギー効果や再生可能エネルギー導入量については、革新的エネルギー・環境戦略にて提示された通り、2030年をその達成目標時期として設定している。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、将来の導入見込みの試算・定量化と併せて、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に試算・定量化している。

本租税特別措置の平成23年度の実績は、以下のとおりとなっている。（詳細は別紙参照）

	取得価額（百万円）	設備取得法人数	設備取得資産数
新エネルギー利用設備等	38,749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備等	241,669	18,051	24,921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0

【環境06】

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その適用数を試算・定量化している。本租税特別措置の対象設備は、特定の事業者のみが利用する設備ではなく、幅広い事業者が導入可能な設備であり、適用に偏りは生じていないと考えられる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

将来推計については、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査（約1,600社対象）を行ない試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計された。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査（約1,600社対象）を行い試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計されており、対象設備や税制措置の拡充を平成25年度要望にて要望していることから、その将来推計については、約1.6兆円の投資促進効果を上回ることが見込まれるが、詳細な推計については、現在、調査・試算中である。

(別紙)平成23年度 減収額試算根拠

	対象設備 全投資額	設備取得 法人数	取得資産 数
新エネルギー利用設備	38749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備	241669	18051	24921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0
合計	280418	18508	25425

(平成23年度減収額 :百万円)	中小企業			大企業				減収 見込額
	投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資額	特別償却 実施額	特別 償却額	
新エネルギー利用設備	15758	8982.06	628.7	22991	15518.9	4655.7	1187.2	1815.9
二酸化炭素排出抑制設備	139450	79486.5	5564.1	102219	68997.8	20699.3	5278.3	10842.4
エネルギー使用合理化設備	0	0	0	0	0	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	155208	88468.6	6192.8	125210	84516.8	25355.0	6465.5	12658.3

試算の前提条件	税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
	中小企業 (控除利用)	0.95	0.60	0.07
大企業 (償却)	0.90	0.75	0.30	0.255

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税)(国税8、地方税9(自動連動))(法人税、法人住民税、事業税・義、所得税・外)
2	要望の内容	<p>○次の設備を特別償却(即時償却)制度に追加する。</p> <p>対象設備：熱併給型動力発生装置のうち、コージェネレーション設備。 (現行制度上、熱併給型動力発生装置には、コージェネレーション設備とガスヒートポンプが含まれる。)</p> <p>○次の設備を対象設備に追加する。</p> <p>(1) 新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>①下水熱利用設備 ②バイオガス利用設備 ③中小水力発電設備</p> <p>(2) 二酸化炭素排出抑制設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>④高効率窓設備 ⑤高効率空調設備 ⑥高効率照明 ⑦蓄電池 ⑧プラグインハイブリッド自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム) ⑨電気自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム)</p> <p>○税額控除制度を以下のように変更する。</p> <p>(1) 太陽光発電設備、風力発電設備、コージェネレーション設備向け 対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 税額控除率：「7%」を「15%」に変更。</p> <p>(2) その他の設備向け 対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。</p> <p>○エネルギー使用合理化設備の設備仕様要件を以下のように変更する。</p> <p>「平成11年基準を25%以上、上回る省エネ性能を有するもの」を「都市の低炭素化の促進に関する法律に規定される低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの」に変更。</p> <p>○適用期限を延長する。</p> <p>現行制度は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで(太陽光発電設備、風力発電設備については、平成25年3月31日まで)が適用期限となっている。この期限を延長し、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間の措置とする。</p>

3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 平成24年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備に対して、即時償却を創設。	
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成28年3月31日までに延長 (現行：平成23年6月30日から平成26年3月31日まで)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー利用効率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギー制約の高まる国内において、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。 エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現することとなっている。本税制は、これらの実現に寄与することが目的。 【3つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)(P. 8~9 該当) 「(略)原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援してことが必要である。(中略)コージェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システムの脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた政策展開が必要である。」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 エネルギー・環境に関する選択肢については、その具体的内容や新たな数値目標についての議論は結論を得ていない状況ではあるが、これまでの国民的議論を通じて、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、本税制を含むあらゆる政策資源を総動員して実現する。 【3つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー効果 (2010年比19%以上の削減) ・再生可能エネルギー導入量 (発電電力量に占める割合:25%以上) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 グリーン投資減税創設時には、現行エネルギー基本計画で想定していた再生可能エネルギー導入量の約1%相当を達成する寄与度を算出。現在、再生可能エネルギー導入量の数値目標や、省エネルギーの数値目標について、結論を得ていない状況ではあるが、本税制創設時と同等程度の寄与を目標とする。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用事業者数(見込み)</p> <p>平成24年度(見込み) 約 66,000 平成25年度(見込み) 約 100,000 平成26年度(見込み) 約 126,000 平成27年度(見込み) 約 148,000 (経済産業省ヒアリング調査を基に推計。詳細は別紙参照。)</p> <p>※本税制の対象設備は、電気自動車等の運輸関連設備、工作機械等の業務関連設備、太陽光発電設備等であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。</p>
		② 減収額	<p>平成24年度 402億円 平成25年度 462億円 平成26年度 524億円 平成27年度 572億円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>東日本大震災以降の電力需給逼迫の中で、各電力会社管内において、省エネルギー・節電に向けた取組、ピークカット、ピークシフトに向けた取組が進み、その際に、本税制を活用し、設備更新を前倒した例も数多く報告されている。また、自家発電設備の導入の一貫として、再生可能エネルギー利用設備や、コージェネレーション設備の導入等も進んでおり、結果として、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化の推進が実現されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>グリーン投資減税創設時においては、エネルギー環境負荷低減設備の投資額を増加させ、現行エネルギー基本計画の目標の一つであったCO2削減に関連して、CO2削減効果の高い設備について、3年間でCO2削減効果が1.5万トン以上の効果、という目標を設定していた。</p> <p>しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、エネルギー基本計画及びCO2削減目標についての見直しが行なわれている状況である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>グリーン投資減税の創設により、どの程度、設備投資計画の前倒しや、設備更新が早められたかについて、経済産業省にてアンケートを実施した結果、</p>

			<p>3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている。したがって、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の額の投資活動が実施されないことが想定される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>上記のように、本税制により、低炭素設備の普及が加率的に拡大することにより、相当程度のグリーン投資減税対象設備導入拡大効果が見込まれる。これにより、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加率的導入という政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税込減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたもの。</p> <p>一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加率的導入拡大が不可欠。税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である。</p> <p>また、対象設備を産業政策的にも大きな効果が期待される、一定の普及率以上の設備と限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【関連する他の支援措置の内容】</p> <p>税制: 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、エコカー減税 融資: 環境・エネルギー対策貸付 制度: 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 エネルギー使用合理化事業者支援事業 固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。例えば、工業炉の場合、補助金の対象は、日本国内で1基しか配備されていない次世代コークス炉のような高効率の省エネを実現し、かつ先端的設備が対象となる。</p> <p>これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。例えば、断熱強化型工業炉は、既に市販されており購入可能な設備であるが、高効率な省エネを実現する機種であるため割高な価格のため、導入が進んでいないのが現状であり、このような設備が税制の対象となっている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

(別紙) 適用事業者数の内訳

グリーン投資減税における各年度の適用事業者数の推移は、設備群毎に以下の通りと推計（経済産業省アンケート結果に基づく）。

	H24 (見込み)	H25 (見込み)	H26 (見込み)	H27 (見込み)
太陽光・風力	1821	2291	2294	2298
新エネルギー利用設備	23	44	52	52
二酸化炭素排出抑制設備	64237	97540	123535	145032
エネルギー使用合理化設備	100	116	120	128
エネルギー使用制御設備	149	163	183	201
合計	66330	100154	126184	147711

(別紙)平成25年度税制改正 減収見込額試算根拠

(平成24年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	中小企業			大企業				減収 見込額
		投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資 額	特別償 却 実施額	特別 償却額	
太陽光・風力	135380	59008	33634.6	2354.4	76372	51551.1	51551.1	13145.5	15499.9
新エネルギー利用設備	10815	3561	2029.8	142.1	7254	4896.5	1468.9	374.6	516.7
二酸化炭素排出抑制設備	511777	310011	176706.3	12369.4	201766	136192.1	40857.6	10418.7	22788.1
エネルギー使用合理化設備	19937	15351	8750.1	612.5	4586	3095.6	928.7	236.8	849.3
エネルギー使用制御設備	12180	9379	5346.0	374.2	2801	1890.7	567.2	144.6	518.9
合計	690089	397310	226466.7	15852.7	292779	197625.8	95373.5	24320.2	40172.9

(平成25年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	中小企業			大企業						減収 見込額
		投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資 額	特別償 却 実施額	特別 償却額	税額控除 利用投資 額	税額 控除額	
太陽光・風力・コジェネ	177290.0	76942.0	43856.9	6578.5	100348.0	7526.1	7526.1	1919.2	60208.8	9031.3	17529.0
新エネルギー利用設備	19186.0	4566.0	2602.6	182.2	14620.0	1096.5	329.0	83.9	8772.0	614.0	880.1
二酸化炭素排出抑制設備	614688.0	374164.0	213273.5	14929.1	240524.0	18039.3	5411.8	1380.0	144314.4	10102.0	26411.2
エネルギー使用合理化設備	19937.0	15351.0	8750.1	612.5	4586.0	344.0	103.2	26.3	2751.6	192.6	831.4
エネルギー使用制御設備	12180.0	9379.0	5346.0	374.2	2801.0	210.1	63.0	16.1	1680.6	117.6	507.9
合計	843281	480402.0	273829.1	22676.6	362879.0	27215.9	13433.0	3425.4	217727.4	20057.6	46159.6

平年度の減収見込額
▲ 5987 百万円

試算の 前提条件	改正後	(太陽光、風力、コジェネ)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.15	/
		大企業(控除利用)	0.80	0.75	0.15	/
		大企業(償却)	0.10	0.75	1.00	0.255
		(それ以外)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.07	/
	大企業(控除利用)	0.80	0.75	0.07	/	
	大企業(償却)	0.10	0.75	0.30	0.255	
	改正前		税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.07	/
大企業(償却)		0.90	0.75	0.30	0.255	
大企業(償却、太陽光・風力)	0.90	0.75	1.00	0.255		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	府省名	環境省
税目	揮発油税、地方揮発油税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標（2011年度での石油精製業者によるバイオエタノールの利用目標量の総計：原油換算 21 万 KL（エタノール換算 34.6 万 KL））は既に達成されていると説明しているが（＜点検結果表の別紙＞②参照）、引き続き実施する理由が説明されておらず、当該理由を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（2020年に全国のガソリンの3%相当以上のバイオ燃料導入を目指すこと）の達成時期が、要望する租税特別措置等の延長期間を超えて2020年と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（バイオ燃料の導入量は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）によって導入義務量が設定されており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であるため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、想定外に僅少でないことが説明されているが、所期の想定と比較して適用に偏りが無いことについても説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成21年度約5万KL、22年度約21万KL、23年度約21万KL」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

 - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような

効果を適切に分析し、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成 24 年度見込み約 21 万 KL」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 前回要望時（平成 23 年度要望）の目標の根拠になっており、目標達成期間が到来しているものはエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律に基づく目標である。
 本法に基づく告示において、2011 年度での石油精製業者によるバイオエタノールの利用目標量の総計は原油換算 21 万 KL（エタノール換算 34.6 万 KL）と定めている。
 今回要望においても適用数量の欄に平成 23 年度は「約 36 万 KL」と記載しているとおり、前回要望時の目標は現時点では達成している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
 前回要望時（平成 23 年度要望）は平成 22 年度、23 年度ともに 100 件以上と想定していた。実績としては平成 22 年度 116 件、23 年度 129 件であり、想定以上の申請があった。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
 バイオ燃料の導入見込みは導入義務のある石油精製業者の導入量見込みと義務が課されていない非石油精製業者の導入量見込みに分けて考えている。算定根拠は以下のとおり。
 <算定根拠>
 平成 24 年度の石油精製業者の義務量＝原油換算 21 万 KL＝エタノール換算 34.6 万 KL
 平成 24 年度の非石油精製業者の導入量見込み＝エタノール換算 0.35 万 KL
 平成 24 年度の適用数量＝34.6 万 KL＋0.35 万 KL≒約 35 万 KL

 平成 25 年度の石油精製業者の義務量＝原油換算 26 万 KL＝エタノール換算 42.8 万 KL
 平成 25 年度の非石油精製業者の導入量見込み＝エタノール換算 0.35 万 KL
 平成 25 年度の適用数量＝42.8 万 KL＋0.35 万 KL≒約 43 万 KL
 ※非石油精製業者の導入量見込みは平成 23 年度実績と同程度と推定。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
 過去における効果は、以下のとおりであり、本特例措置が開始された平成 20 年度から着実に導入量が伸びてきたのは、本特例措置によりバイオ燃料混合ガソリンと通常ガソリンの価格差を是正してきたことによる効果が非常に大きい。
 <適用数量>
 平成 20 年度 約 1 万 KL
 平成 21 年度 約 8 万 KL
 平成 22 年度 約 37 万 KL
 平成 23 年度 約 36 万 KL
 <減収額>

【環境07】

- ・平成 20 年度の減収額 約 4 億円※
- ・平成 21 年度の減収額 約 45 億円
- ・平成 22 年度の減収額 約 199 億円
- ・平成 23 年度の減収額 約 192 億円

※本税制措置の創設は平成 21 年 2 月 25 日からであり、20 年度の減税額は約 1 ヶ月間のもの。
 <算出式>減収額＝適用数量×揮発油税（53.8 円/L）

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

バイオ由来燃料混合ガソリンの価格は通常ガソリンと比べて、1 リットル当たり約 1.8 円程度割高であるが、そのコスト差分の最大 1.6 円分を本租税特別措置により補填しており、残りを「バイオ ETBE 関税の無税化措置」等で補填している。

そのため、他の政策手段と比較して、コスト差分を補填する効果が大きい本租税特別措置を講じなければバイオ由来燃料の導入は進まなくなる。

（参考）

本租税特別措置による減税額見込み 約 188 億円（平成 24 年度）

バイオ ETBE 関税の無税化措置による減税額見込み 約 20 億円（平成 24 年度）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例 （国税 1 1）（揮発油税：外）（地方揮発油税：外）
2	要望の内容	○ バイオ燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする制度を延長する。
3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成 24 年 7 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度創設
6	適用又は延長期間	平成 25 年度～平成 29 年度
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>○ 地球温暖化対策、エネルギー源の多様化の観点から、バイオ燃料を混合したガソリンの普及を促進する。</p> <p>○ バイオ燃料の導入は、全国のカソリンスタンド（SS）で平成 19 年度に 50 ヶ所、平成 20 年度に新たに 50 ヶ所で一部限定的にスタートした。現在は関東圏を中心に、約 3200 ヶ所（平成 24 年 7 月現在）の SS で導入している。</p> <p>○ バイオ燃料の規格については、平成 15 年に揮発油等の品質の確保等に関する法律を改正し、ガソリンにバイオエタノールを最大 3%混和することを可能とする規格の整備が行われ、平成 24 年 3 月には、最大 10%混和することを可能とする規格の整備が行われた。</p> <p>○ 現在、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）により、石油事業者にはバイオ燃料の導入義務量が設定されており、当該導入義務量は平成 29 年度まで段階的に増加するよう設定されていることから、石油事業者が導入義務量分を供給（義務履行）し、計画を達成するためには、バイオ燃料の導入を着実に進めていく必要がある。他方で、バイオ燃料はガソリンよりも割高であり、ガソリンに混合するためには設備投資のための費用も発生するため、経済原理だけでは導入が進まない。したがって、本措置を延長し、バイオ燃料混合ガソリンとガソリンの価格差を是正して、バイオ燃料の導入を着実に進めていくことが必要。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○エネルギー供給構造高度化法（平成 21 年 8 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油事業者に対し、バイオ燃料の導入を義務づけ。 ・政府は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用促

			<p>進のために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。」(同法第13条)</p> <p>○エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定) ・「LCAでの十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020年に全国のカソリンの3%相当以上の導入を目指す。」 ・「そのために、税制上の措置の活用を含め、導入拡大のために必要となるバイオ燃料の製造・混合設備等のインフラ整備を図る。」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○ LCAでの十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020年に全国のカソリンの3%相当以上の導入を目指す。(「エネルギー基本計画」平成22年閣議決定)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>○ バイオ燃料の導入量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○ バイオ燃料はカソリンよりも割高であり、カソリンに混合するためには設備投資のための費用も発生するため、コスト高が混合したカソリンの販売価格に転嫁される可能性もあるが、本措置により、バイオ燃料混合カソリンは、揮発油税等が約1.6円/L(バイオエタノール混合割合が3%の場合又はバイオETBE(バイオエタノールとイソブテンから製造される化合物)混合割合が7%の場合。以下同じ。)控除され、最終的には消費者への負担が軽減されることにより、バイオ燃料を混合したカソリンの普及が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>○ 適用件数(適用事業者数)</p> <p>平成20年度の適用件数 6件(3社)※ 平成21年度の適用件数 80件(13社) 平成22年度の適用件数 116件(14社) 平成23年度の適用件数 129件(16社) 平成24年度の適用件数見込み 約100件以上(10社以上) 平成25年度の適用件数見込み 約100件以上(10社以上)</p> <p>※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、平成20年度の減税額は約1ヶ月間のもの。</p> <p>適用を受ける可能性のある事業者(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」において揮発油特定加工業者として登録されている事業者)は20社程度。</p> <p>○ 適用数量<経済産業省調べ></p> <p>平成20年度 約1万KL 平成21年度 約8万KL 平成22年度 約37万KL 平成23年度 約36万KL 平成24年度見込み 約35万KL 平成25年度見込み 約43万KL (平成24年度は平成23年度と同程度と推定。平成25年度はエネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノールの導入目標量から推定。)</p>

		② 減収額	<p>・平成20年度の減収額 約4億円※ ・平成21年度の減収額 約45億円 ・平成22年度の減収額 約199億円 ・平成23年度の減収額 約192億円 ・平成24年度の減収額見込み 約188億円 ・平成25年度の減収額見込み 約232億円 (平成24年度は平成23年度と同程度と推定。平成25年度はエネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノールの導入目標量から推定。)</p> <p>※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、平成20年度の減税額は約1ヶ月間のもの。</p> <p><算出式>減収額=適用数量×揮発油税(53.8円/L)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月~平成25年3月)</p> <p>○ 本税制措置等を活用し、平成21年度から平成23年度まで、それぞれ5万KL、21万KL、21万KLのバイオエタノールの導入が図られている。平成24年度についても、21万KLのバイオエタノールの導入が図られる見込み。これにより、バイオ燃料を混合したカソリンの普及が図られている。(単位は原油換算)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月~平成25年3月)</p> <p>○ バイオ燃料の導入量</p> <p>平成21年度 約5万KL(原油換算) 平成22年度 約21万KL(原油換算) 平成23年度 約21万KL(原油換算) 平成24年度見込み 約21万KL(原油換算)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月)</p> <p>○ バイオ燃料とカソリンの混合方式には、バイオエタノールをカソリンに混合する「直接混合」と、バイオETBEをカソリンに混合する「ETBE方式」がある。我が国におけるカソリンに混合されたバイオ燃料におけるバイオETBEの割合は、99%(平成23年度)である。バイオETBEをカソリンに7%混合すると、設備投資にかかる費用等を含めてカソリン1L当たり約1.6円程度のコスト高となる。</p> <p>バイオ燃料を主に導入している石油業界の産業構造にはコスト高を回収する仕組みがないため、バイオ燃料混合カソリンを通常のカソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利用する際の負担が大きくなり、導入目標の達成に影響が出る可能性がある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月)</p> <p>○ 本税制措置を講じなければ、事業者はバイオ燃料混合カソリンを通常のカソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利用する際の負担が大きくなり導入が進まなくなる。</p> <p>本措置により、バイオ燃料混合カソリンは、揮発油税等が約1.6円/L控除され、最終的には消費者への負担が軽減されることとなり、バイオ燃料混合カソリンの普及が進むと考えられるため、税收減を是認する効果が認められる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○ 本税制措置を講じない場合、事業者はバイオ燃料の原料コスト高分をバイオ燃料混合ガソリンの価格に上乘せし、通常のガソリン価格よりも高い価格で販売せざるを得ない。加えて、ガソリンは生活必需品であるため、消費者は高価格のバイオ燃料混合ガソリンよりも低価格の通常ガソリンを選択することが予想される。環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるためには、バイオ燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格にすることが必要であり、コスト差を低減することに寄与する本税制措置は的確である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【規制措置】</p> <p>○ 「エネルギー供給構造高度化法」</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油事業者に対し、バイオ燃料の導入を義務づけるものであり、今後、導入量自体は増加するが、目標達成に向けては引き続き、通常ガソリンとの価格差を本税制措置等で是正する必要がある。 法律では、導入義務を課すのと同時に、バイオ燃料の利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとしている（同法第13条）。 <p>【通常ガソリンとの価格差の是正】</p> <p>バイオ燃料については、原料が割高であることのほか、追加のインフラ整備が必要であることから通常ガソリンよりコスト高となる。バイオ燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格にするために、本税制措置に加え、以下の措置を組み合わせることで価格差を是正。</p> <p><予算> 「バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金」</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境対策としてバイオ燃料を円滑に導入するために、事業者に対しインフラ（貯蔵タンク、配管等）整備にかかる費用について支援を行うもの。 <p><関税> 「バイオE T B E関税の無税化措置」</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるために、ガソリン税の免税措置と併せて、バイオE T B E関税についても無税化し、原料の割高等のバイオE T B E混合ガソリンのコスト高分を低減させるもの。 （仮に関税無税化措置を講じない場合、バイオE T B E混合ガソリンと通常ガソリンの価格差が拡大し、ガソリン税の免税措置による効果を打ち消すこととなる。）
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	府省名	環境省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合、天然ガスコージェネレーションの設備容量）は、天然ガスコージェネレーション以外のエネルギーによる発電電力量の動向や、再生可能エネルギーに対する既存の需要等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 - 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数の将来（平成25年度～27年度）推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標（2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合＝約15%（約1,500億kWh）、設備容量＝約1,650万kW）の実現状況について、点検結果表の別紙のとおり説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階のキャッシュフローを改善し、投資決断を加速させる効果が期待できる。」と説明されているが、新設の補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

去る9月14日に、2030年のコージェネレーション発電出力量1,500億kWh、同設備容量2,500万kWとする『革新的エネルギー・環境戦略』（エネルギー・環境会議決定）が公表された。この中で、コージェネレーションについては、「最大限普及させ、エネルギーの有効利用を促進する。（中略）コージェネ設備の導入支援策の強化を図る」とされており、本特例措置が創設された場合の3年目に当たる2015年には、コージェネレーションの発電電力量は400億kWh（設備容量は1,200万kW）になると想定されている。

本想定を達成するためには、コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善が必要。しかしながら、これらの改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間はイニシャルコストの低減を図ることが重要である。このため、本特例措置をはじめ、あらゆる政策手段を通じてコージェネレーションの導入を促進する必要がある。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本特例措置の対象設備の導入見込みは、以下のとおり。

- 平成25年：約9万kW
- 平成26年：約11万kW
- 平成27年：約15万kW

去る9月14日に、2030年のコージェネレーション発電出力量1,500億kWh、同設備容量2,500万kWとする『革新的エネルギー・環境戦略』（エネルギー・環境会議決定）が公表された。この中で、コージェネレーションについては、「最大限普及させ、エネルギーの有効利用を促進する。（中略）コージェネ設備の導入支援策の強化を図る」とされており、本特例措置が創設された場合の3年目に当たる2015年には、コージェネレーションの発電電力量は400億kWh（設備容量は1,200万kW）になると想定されている。

なお、本特例措置の対象設備は、2013年からの3年間で約35万kWの導入が見込まれる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本措置は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するものであり、従来、イニシャルコスト等の経済性の制約から、積極的に行われなかったコージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。そのため、特例措置期間については、税収創出効果に鑑みれば減収とはならず、むしろ増収となること、特例措置期間終了後についても、投資がなかった場合に比べ税収（コージェネレーションの耐用年数は15年）が見込めることから、特例措置として有効である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置（地方税6）（固定資産税：外）
2	要望の内容	コージェネレーションおよびこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の1/3に軽減する。
3	担当部局	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図ることで、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、以って電源セキュリティの向上を図る（エネルギー源の多様化）。また、天然ガスをはじめとした化石燃料のクリーン利用（省CO2）および省エネルギーを通じて、地球温暖化問題に対応する（エネルギーの高度利用）。 《政策目的の根拠》 エネルギー供給構造が脆弱なわが国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きい。 平成23年3月の東日本大震災およびその後の福島第一原発事故を契機とするエネルギー需給の逼迫により、国のエネルギー・環境戦略は「白紙から見直す」ことが決定され、今後のエネルギー政策は、原子力依存度を低減しつつ、エネルギーの安全保障と地球温暖化対策の両立を図り、「創エネ」、「省エネ」等を軸に、需要家や地域が主体的にエネルギー選択に参加できる新たなエネルギーシステムを築くことを基本的な姿勢として、エネルギー・環境戦略に関する選択肢を国民に提示していくことが表明された（平成23年12月21日エネルギー環境会議「基本方針」）。 これを受け、政府はエネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）の見直しを進めており、エネルギー環境会議が国民に提示した「エネルギー・環境に関する選択肢」（平成24年6月29日）の中でコージェネレーションは、2030年の電源構成に関する選択肢のいずれにおいても発電電力量の15%（約1,500億kWh）となること示されている。 このように、コージェネレーションは、熱と電気の一体利用や排熱の有効活用による省エネルギー・省CO2に貢献し、また、発電機として電力需給対策、電源セキュリティの向上に貢献することから、本税制措置をはじめ、様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1－2. 国内における温室効果ガスの排出抑制
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 発電電力量に占めるコージェネレーションの電源構成比率を、2010年の3%から2030年には約15%（約1,500億kWh）まで増加させる。（出典：エネルギー・環境会議平成24年6月29日「エネルギー環境に関する選択肢」）

			<p>コージェネレーションを普及拡大させることにより、分散型エネルギーシステムへの転換を図り、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、電源セキュリティの向上を図ると共に、熱と電気の一体利用や廃熱の有効活用による省エネルギーの抜本的強化を目指すことが必要。</p> <p>なお、家庭用燃料電池を除く天然ガスコージェネレーションの設備容量は、約1,650万kW(2030年)と想定されている。(出典:総合資源エネルギー調査会平成24年4月26日第20回基本問題委員会)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合 設備容量約1,650万kW</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、需要家の運転初期段階のキャッシュフローが改善され、需要家の投資決断を加速させる効果が見込まれるため、コージェネレーションの普及拡大が進む。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度 300件(初年度見込)</p> <p>平成26年度 382件(見込)</p> <p>平成27年度 493件(見込)</p>
		② 減収額	<p>平成25年度 1.7億円(初年度見込)</p> <p>平成26年度 3.6億円(見込)</p> <p>平成27年度 5.9億円(見込)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>平成18年度 400万kW</p> <p>平成19年度 431万kW</p> <p>平成20年度 448万kW</p> <p>平成21年度 448万kW</p> <p>平成22年度 452万kW</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 コージェネレーションの普及拡大が遅れが生じ、2030年の電源構成における発電電力量の目標を達成できない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO₂に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>コージェネレーションは、省エネ性、省CO₂、発電コストに見合った余剰電力の活用、電力需給対策・セキュリティ強化などの点から、社会的導入意義が認められている(総合資源エネルギー調査会第22回基本問題委員会(平成24年5月14日)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」)。しかしながら、昨今の燃料価格の高騰やリマンショック以後の需要家の投資意欲の減退などにより、新規導入量は伸び悩んでいる。</p> <p>コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較(投資回収年数)が重要になる。このため、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階のキャッシュフローを改善し、投資決断を加速させる効果が期待できる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割	<p>コージェネレーション導入拡大の阻害となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は、短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間はイニシャルコストの低減を図ることが必要。補助金は、省エネ率</p>

		分担	<p>が高く省エネ量の多い厳選されたトッランナー設備を対象としているため、その省エネ量は限定的とならざるを得ない。本税制にて一定水準以上の効率を有するコージェネレーションに対して支援を行うことにより、さらに多くのコージェネレーションを普及拡大することが必要。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するものであり、従来、イニシャルコスト等の経済性の制約から、積極的に行われなかったコージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。そのため、特例措置期間については、税収創出効果に鑑みれば減収とはならず、むしろ増収となること、特例措置期間終了後についても、投資がなかった場合に比べ税収(コージェネレーションの耐用年数は15年)が見込めることから、特例措置として有効である。</p> <p>また、東日本大震災以後、エネルギーセキュリティ強化を目指す地方自治体にとって、自立・分散型電源であるコージェネレーションは、エネルギー自給率向上を実現するための有効な手段の一つとなっている。</p> <p>※東京都では「東京産電力300万kW創出プロジェクト」(平成23年12月22日発表)の中で、コージェネレーションシステムの導入を、都内の発電能力を拡大する重要な政策の一つとして位置づけている。</p>
10	有識者の見解		<p>コージェネレーションの導入意義として以下の4点が示された。</p> <p>①省エネ(省化石燃料) ②省CO₂</p> <p>③発電コストの最適化 ④電力需給対策・セキュリティ</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第22回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」(平成24年5月14日)</p> <p>また、今後取り組むべき促進策の一つとして、「設備の導入支援」が掲げられている。</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第30回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)の導入促進のための取り組みについて」(平成24年7月30日)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

減収見込額の積算内訳
(コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の創設)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(単位:百万円)	投資額	19,471	24,772	31,979	41,281	53,290	
平成25年取得分	課税標準		18,089	15,520	13,316		
	減税額		169	145	124		
" 26年 "	課税標準			23,013	19,745	16,941	
	減税額			215	184	158	
" 27年 "	課税標準				29,708	25,490	21,870
	減税額				277	238	204
" 28年 "	課税標準					38,350	32,904
	減税額					358	307
" 29年 "	課税標準						49,506
	減税額						462
減税額合計			169	360	586	754	973
			5年間平均 568				

特例措置の内容:課税標準を最初の3年間1/3とする。

【試算の基礎】

1. 各年度の投資額

(1)平成25年・26年は、グリーン投資減税投資額調査^{※1}による導入見込額に、本措置による増加を加味した額。

※1:業界団体へのヒアリング調査

(2)平成27年以降は、平成24年見込額から25年見込額の伸び率^{※2}約29%を、前年の額に乗じて試算。

※2:本来は、直近の実績伸び率を用いるべきであるが、平成23年実績額は、震災の影響により大幅に減少しており、また、震災後、コージェネレーション導入の必要性が高まっていることを考慮して、平成24年から25年の見込額の伸び率を用いた。

2. 課税標準額、減税額

(1)取得の翌年度の課税標準額 = 取得価額 × (1 - (減価率0.142/2))

(2)取得の翌々年度以降の課税標準額 = 前年の評価額 × (1 - 減価率0.142)

(3)減税額 = 課税標準額 × 1.4%(標準税率) × (1 - 1/3) (最初の3年間)

【環境09】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	環境省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

2008年9月にはリーマンショックが発生したが、リーマンショック後の経済対策として「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に上げる」措置が実施され、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されている。

しかしながら、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

20%から30%までに引き上げる措置は本年度から廃止になっているが、未だ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であるとと考えている。

- ① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおりとなる。（アンケート調査より試算。）

研究開発税制による研究開発投資押上げ額は約5,198億円と推計される。

[大企業]

3,552億円（平成22年度減収額）×1.38倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝
4,901.76億円・・・(A)

[中小企業]

174億円（平成22年度減収額）×1.70倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝295.8
億円・・・(B)

(A) + (B) = 5,197.56億円

これは、民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）を約4.3%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

- ② 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

今回の引上げ要望における平成25年度減収額は以下のとおり（経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成25年度の場合につき試算）。

研究開発税制による平成25年度研究開発投資押上げ額見込み

【国税】

大企業：579億円（25年度減収見込額）×1.49倍（研究開発投資押上げ効果）
＝863億円

中小企業：11億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）
＝15.5億円

【地方税】

地方税減収額：11億円（中小企業(国税)の減収見込額）×0.173（地方税に換算）
＝1.9億円

研究開発投資押上げ額：1.9億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）
＝2.6億円

これは、今回の引上げ要望による減税が民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）をプラス約0.7%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

また、今回の引上げ要望による減税が平成25年度から34年度の10年間に及ぼすGDP押し上げ効果を上記押上げ額見込みからマクロモデルを用いて試算したところ、地方税は11.1億円と算出され、25年度より10年間で約4.3倍の効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税8)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)の地方税への適用
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上)
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む): 期限なし ・増加型・高水準型: 平成25年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)

			「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
	②	政策体系における政策目的の位置付け	9. 環境政策の基盤整備 9-3.環境問題に対する調査・研究・技術開発 ○日本再生戦略 「民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 「国として、…民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」 ○環境基本計画(平成24年4月閣議決定) 「国や地方公共団体は、…環境技術開発に取組民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」
	③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等	適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】

		<p>国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7% 【中小企業庁アンケート調査結果より算出】</p> <p>以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。</p> <p>本租特における利用実績 平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度</p> <p>したがって、中小企業庁アンケート調査より算出をした結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。 また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>主な業種の本租特利用実績</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属製品工業</td> <td>11.8%</td> <td>9.7%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>精密機械工業</td> <td>11.8%</td> <td>11.1%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>8.2%</td> <td>8.3%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器工業</td> <td>8.3%</td> <td>6.9%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>食品工業</td> <td>7.1%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>電気機械工業</td> <td>5.9%</td> <td>5.6%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>卸売・売業</td> <td>5.9%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>3.5%</td> <td>2.8%</td> <td>4.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【中小企業庁アンケート調査結果より算出】</p> <p>将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%	精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%	化学工業	8.2%	8.3%	12.7%	輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%	食品工業	7.1%	8.3%	4.2%	電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%	卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%	ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%
	平成20年度	平成21年度	平成22年度																																			
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%																																			
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%																																			
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%																																			
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%																																			
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%																																			
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%																																			
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%																																			
ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%																																			
②	減収額	<p>地方税における減収額 減収額実績 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】</p> <p>減収額見込み 平成23年度見込み 23億円 平成24年度見込み 21億円 平成25年度見込み 22億円 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】</p> <p>(減収額実績の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p>																																				

		<p>(参考)国税における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>減収額見込み(うち、税法上の中小企業分) 平成23年度見込み 3,857億円(137億円) 平成24年度見込み 3,938億円(126億円) 平成25年度見込み 4,373億円(131億円) 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】 ※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計</p> <p>(参考)国税のうち、総額型における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>総額型のうち、控除上限20%→30% 平成21年度 342億円(9億円) 平成22年度 663億円(12億円) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p> <p>減収額見込み(うち、税法上の中小企業分) 平成23年度 3,735億円(131億円) 平成24年度 3,759億円(120億円) 平成25年度 4,178億円(126億円) 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】</p> <p>(参考) 総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額 平成25年度見込み 589億円(11億円) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p>																																				
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年) 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <p style="text-align: center;">主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> <td>3.45</td> <td>3.36</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.32</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.59</td> <td>2.64</td> <td>2.70</td> <td>2.84</td> <td>2.90</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> </tbody> </table>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																	
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																	
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																	
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																	
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																	
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																	

カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位：%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～平成34年度)

増加型・高水準型相当分：

中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析す

るに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。)。

- ・平成25年度地方税における減収額 1.9億円
↓ (マクロモデルによる計算)
- ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響：11.1億円

上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25～34年度)

経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)

【研究開発税制今回要望：控除上限20%→30%(国税)】

- ・平成25年度減収額
(大企業579億円、中小企業11億円)
↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
大企業：1.49倍
中小企業：1.41倍
- ・研究開発投資押し上げ額
大企業：863億円(579億円×1.49倍)
中小企業：15.5億円(11億円×1.41倍)
↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
大企業：3,532億円
中小企業：64億円
- ・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3,596億円

※地方税部分(要望措置の適用時)

- ・平成25年度国税減収額 11億円
↓ 地方税に換算：0.173倍
- ・平成25年度での地方税減収額：1.9億円
↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果：1.41倍
- ・研究開発投資押し上げ額：2.6億円(1.9億円×1.41倍)
↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)：11.1億円
- ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分)：約11.1億円

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・我が国においては、</p> <p>①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%。主要国中トップ)</p> <p>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</p> <p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度	

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 減収額等算出根拠

(1) 本租税(地方税)の利用実績

国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より、研究開発促進税制を利用している事業者数は以下のとおり。(括弧内は全体のうち、税法上の中小企業数)

平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)
 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)

また、中小企業庁が行ったアンケート調査により、平成21年度、平成22年度における国税及び地方税を利用した企業の割合を算出した結果、以下のとおりであった。

平成21年度 51.1%
 平成22年度 50.7%

このアンケート結果を基に中小企業における地方税を利用している事業者数は以下のとおり算出された。

平成21年度 4,411事業年度 × 51.1%
 = 2,254事業年度
 平成22年度 5,313事業年度 × 50.7%
 = 2,693事業年度

(2) 地方税における減収見込額

総額型減収額(国税)において試算をした結果、中小企業における総額型減収見込額は以下のとおり算出された。

平成23年度減収見込額 13,112,000千円
 平成24年度減収見込額 12,032,000千円
 平成25年度減収見込額 12,594,000千円

【環境09】

この試算された減収見込み額より、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、平成23年度以降の地方税における減収額見込み額を算出した。

平成23年度減収見込額 23億円(2,268,376千円)

平成24年度減収見込額 21億円(2,081,536千円)

平成25年度減収見込額 22億円(2,178,762千円)

(3)平成25年度要望が適用された際の影響

国税における、控除上限(20%→30%)の引き上げ要望の効果は以下のとおり試算された。

平成25年度減収額(国税) 大企業589億円、中小企業11億円

この試算された減収額に、17.3%を乗じて地方税における減収額を試算した。

平成25年度減収額(地方税) 11億円 × 17.3% = 1.9億円

算出された減収額に、経済産業省、中小企業庁アンケートより算出された中小企業における研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果の1.41倍を乗じて、研究開発投資押し上げ額を算出した。

1.9億円 × 1.41倍 = 2.6億円

さらにGDP押し上げ効果(マクロテックによる計算)を行なったところ中小企業における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果は64億円と試算された。

試算されたGDP押し上げ効果に、地方税率17.3%を乗じて、地方税における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果を算出した結果、およそ11.1億円の試算となった。